

# 「多摩信用金庫 通帳レス口座」に係る特約

## 多摩信用金庫

### 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「多摩信用金庫 通帳レス口座」(以下「通帳レス口座」という。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
  - ① 多摩信用金庫アプリ利用規約
  - ② アプリからの口座開設に係る特約
  - ③ 「印鑑レス口座」に係る特約
  - ④ 普通預金規定
  - ⑤ 総合口座取引規定
  - ⑥ 定期預金規定集

### 2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『通帳アプリ』、または、たましんパーソナルダイレクト(以下「『通帳アプリ』等」という。)の利用により取引明細が確認できる預金口座をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「有通帳口座」という。)のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。
- (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『通帳アプリ』へ対象となる預金口座の登録、また、たましんパーソナルダイレクトの申込みを必須とします。

### 3. (取扱店の範囲)

- (1) 通帳レス口座は、原則、ATMの利用、または、たましんパーソナルダイレクトの利用により取引ができます。ただし、ATMを使用した通帳による取引(振替入金、定期入金等)は利用できません。
- (2) 当金庫の店舗を利用する場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でも取引ができます。

### 4. (取引明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の取引明細は、『通帳アプリ』等により確認ができます。
- (2) 前項の方法による取引明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

### 5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、『通帳アプリ』により切替えることができるものとします。
- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点で利用できなくなります。
- (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳しないものとします。当該入出金明細は、切替日の翌々日から、多摩信用金庫アプリで確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、『通帳アプリ』での確認はできません。
- (4) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の取引明細および未記帳明細分は、『通帳アプリ』等で確認できます。

### 6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。
- (2) 通帳レス口座を『通帳アプリ』から削除した場合、または各種事情により同サービスが利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。

(3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座へ切替えた時点以降の取引明細を記帳します。

#### 7. (預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。

#### 8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 前項の払戻しまたは解約等の手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

#### 9. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および『通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 通帳レス口座を解約した時点で、『通帳アプリ』では、対象となる預金口座の取引明細の確認ができなくなります。
- (3) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の取引明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

#### 10. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2023年9月11日現在)